令和元年台風第19号により住宅に被害を受けられた方

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」のお知らせ

1 制度の概要

令和元年台風第19号により「大規模半壊又は半壊、一部損壊(準半壊)した住宅」を被災者に代わり、市町村が応急修理する制度です。

2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

①大規模半壊又は半壊、一部損壊(準半壊)の被害を受けたこと(市町村が発行するり災証明書が必要となります)。

※全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。

- ②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しないと見込まれること。
- ③公営住宅の無償提供(一時的な避難を除く。)や応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)の提供を受けないこと。

3 所得等の要件

- ①大規模半壊の住家被害を受けた者については、資力要件を問わない。
- ②半壊、一部損壊(準半壊)の住家被害を受けた者については、申出書の提出を求め、客観的に資力の有無について判断する。

4 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

- 注1) 令和元年台風第19号の被害と直接関係のある修理のみが対象です。
- 注2) 内装に関するものは原則として対象外です。
- 注3) 家電製品は対象外です。

5 限度額

- ①一世帯あたりの限度額は59万5千円です。一部損壊(準半壊)の場合は、30万円。
- ②同一世帯(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、上記①の一世帯あたりの限度額となります。

6 工事完了期限

原則として災害発生日より1カ月以内です。

7 手続きの流れ

